

四街道市こどもプラン

～第2期子ども・子育て支援事業計画～

概要版



令和2年3月

四街道市

1 計画策定の趣旨

本市では保育ニーズの高まりに対応するため、計画的な保育所整備を進めた結果、待機児童は大幅に減少し、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点では待機児童ゼロを達成しましたが、今後も女性の就業率の上昇などに伴い、保育ニーズは高まっていくものと予測されます。また、社会環境や家庭環境の変化等を背景に多くの親が子どものしつけや病気、発育・発達に悩み、不安に感じているほか、児童虐待やいじめが社会問題となり、子どもが被害者となる事件が発生するなど、子どもの安全・安心の確保に対するニーズが高まっています。さらに、子どもの貧困など新たな課題への対応も求められています。

こうした中、平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」(以下、「前計画」という。)が令和元年度（2019 年度）末で終了することから、子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題や困難等に寄り添いながら、子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するため、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とする新たな「四街道市こどもプラン～第 2 期子ども・子育て支援事業計画～」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」に位置づけます。

また、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえた子どもの貧困対策の視点による取組や、前計画と同様に母子保健計画の内容を包含するものとします。

なお、本市市政の最上位計画である「四街道市総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

4 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

前計画では、さらに子育て環境の充実を図るため、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、子育て支援サービスの充実にとどまらない、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を応援するまちの実現に向け取り組んできました。

この理念には、子どもは「生きる力」、「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体で子どもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

このことから、本計画では、引き続き「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、地域（みんな）で子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を応援するまちをめざします。

すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道



5 基本方針・施策体系

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 多様な子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、質の高い教育・保育サービスの提供体制の強化や多様な保育サービスの充実を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

また、子育てに対する負担や不安・孤立を感じる家庭に寄り添いながら、相談しやすい体制づくりを進め、親としての成長を支えるための支援の充実を図ります。

さらに、地域住民による子育て支援の推進や多様な交流機会の充実により、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。

基本施策1 就学前の教育・保育の充実

(1)教育・保育の提供体制の確保	①教育・保育の提供
(2)教育保育の一体的提供	①認定こども園の普及
	②保幼小連携・接続の推進
(3)幼児教育・保育の質の確保	①教育・保育施設等への指導等
	②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備
(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化
	②実費徴収に係る補足給付事業

基本施策2 地域における子育て支援の充実

(1)相談体制・情報提供の充実	①利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)
	②子育て支援情報の充実
	③保健センター等における相談体制の充実
	④家庭児童相談
(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	①時間外保育事業
	②休日保育の実施
	③一時預かり(幼稚園等における在園児の預かり保育)
	④一時預かり(保育所等の一時保育等)
	⑤地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
	⑥病児・病後児保育の充実
	⑦子育て短期支援事業
	⑧私立幼稚園等特別支援教育運営費補助
(3)子育て支援力の強化	①地域における子育ての推進
	②PTA地域活動の支援
	③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
	④高齢者との交流
	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実
	⑥子育てサロンの充実
	⑦公民館における子育て教室
	⑧家庭教育の支援
	⑨民生・児童委員活動の充実



基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

子どもの健やかな心身の成長と母親の心身の健康保持のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、子どもの健康状態及び母親や家庭の状況把握に努めつつ、必要に応じて専門的な支援につなげます。

また、すべての子どもが安心して医療を受診できるよう、小児救急医療体制について周知を図るとともに、医療に係る経済的負担の軽減を図ります。

基本施策1 母子保健の充実

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	①利用者支援事業(妊娠期からの相談支援の充実)
	②パパ・ママルームの充実
	③産後早期の支援体制の充実
	④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業
	⑤乳幼児相談
	⑥乳幼児家庭訪問
	⑦こころの健康づくり
	⑧ことばの相談事業
	⑨保健推進員活動の充実
(2) 健康診査・保健指導等の充実	①妊婦一般健康診査
	②妊婦禁煙教育の実施
	③歯科健康教育・相談の充実
	④食生活に関する健康教育の実施
	⑤事故防止方法についての知識の普及
	⑥乳幼児健康診査
	⑦幼児歯科健康診査
	⑧小児生活習慣病予防対策
	⑨保育所集団健康診査

基本施策2 小児保健医療体制の充実

(1) 小児保健医療体制の充実	①小児医療体制の情報提供
	②小児救急医療体制の充実
	③予防接種
	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力
	⑤子ども医療対策事業
	⑥未熟児養育医療

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

こどもルームや放課後子ども教室などの放課後児童対策の推進や子どもたちが安心して思い切り遊ぶことができる場の充実を図るとともに、子どもが地域の中で、様々な体験や交流、関わりを重ねながら自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、居場所づくりや遊び場の充実を図ります。

また、次代の親となる子どもたちが、命の大切さを実感し、自分を大切にしながら、将来への夢や希望、地域への誇りや愛着を持つことができるための取組を推進します。

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

(1) 放課後児童対策の推進	①こどもルームの充実 ②放課後子ども教室の充実
(2) 子どもの居場所・遊び場の充実	①児童センター事業の充実 ②プレーパーク事業の充実 ③都市公園の充実 ④地域と連携した子どもの居場所づくりの推進
(3) 多様な活動ができる環境の充実	①子ども会活動の活性化 ②芸術・文化活動の機会の拡大 ③公民館での活動の活性化 ④図書館サービスの充実 ⑤国際交流事業 ⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑦ボランティア活動への子どもの参加促進 ⑧世代間交流の促進
(4) 青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の促進 ②青少年相談体制の整備
(5) 子どもの権利の確保	①子どもの権利の周知啓発

基本施策2 次代の親の育成に向けた支援

(1) 健康教育・思春期保健の充実	①健康な生活習慣の啓発 ②学校保健教育の充実 ③思春期保健の推進 ④食育の推進
(2) 次代の親の育成と社会活動の支援	①学校教育での家庭の機能等意識の啓発 ②四街道ふるさとまつりの実施 ③まちづくりへの参加促進



基本方針4 多様な子育て家庭への支援

多様化する就労形態や価値観、生活スタイルに応じた子育てを支援するため、希望する働き方や子どもとの関わり方等が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場・就労環境の改善に向けて取り組むとともに、男性の家庭参画を推進します。

また、ひとり親家庭、障害のある子ども等、特に配慮が必要な子ども・家庭に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図るほか、児童虐待防止対策等の一層の推進や、子どもの貧困対策や外国にルーツを持つ子ども・家庭への支援などに取り組みます。

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備

- ① 育児・介護休業制度等の普及促進
- ② 就労支援

(2) 男性の家庭参画の推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ② 男女共同参画フォーラムの開催支援

基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

(1) ひとり親家庭への支援

- ① 母子・父子等自立支援
- ② ひとり親家庭児童入学等祝金
- ③ ひとり親家庭に対する医療費助成
- ④ ひとり親家庭に対する学習支援

(2) 障害のある子どもへの支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 児童発達支援事業
- ③ 障害のある子どもの受け入れ
- ④ 行動援護・移動支援事業等の充実
- ⑤ 日中一時支援事業の充実
- ⑥ 保育所等訪問支援
- ⑦ 放課後等デイサービス
- ⑧ 居宅介護(ホームヘルプサービス)の充実
- ⑨ 短期入所(ショートステイ)の充実
- ⑩ 特別支援教育就学奨励費援助
- ⑪ 重度心身障害者(児)医療費助成
- ⑫ 自立支援医療(育成医療)
- ⑬ 医療的ニーズへの対応
- ⑭ 就学相談の充実

(3) 児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援

- ① 児童虐待防止の広報及び啓発
- ② 養育支援訪問事業
- ③ 子どもを守る地域ネットワーク機能の強化
- ④ 助産施設入所措置
- ⑤ 子ども家庭総合支援拠点の整備

(4) 子どもの貧困対策の推進

- ① 子どもの貧困対策の推進

(5) 外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援

- ① 外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援

基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭が生活しやすい環境となるよう、地域の実情に即した道路や公共交通の整備、三世帯同居・近居への支援を行うとともに、子ども連れでも外出しやすい環境整備に取り組めます。

また、子どもの安全の確保に対する知識や技術の普及啓発に努めつつ、子どもの視点に立った安全対策を推進するとともに、家庭、学校、地域など様々な分野が連携し、子どもを事故や犯罪などの被害から守る安全・安心な環境づくりを推進します。

基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

(1) 子育てしやすい環境の整備	①道路バリアフリー事業
	②市内バス路線サービスの充実
	③利用しやすい公共施設の整備
	④外出しやすい環境の整備
	⑤三世帯同居・近居への支援
(2) 身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進
	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
	③交通安全対策の推進
	④消費者教育の推進
	⑤「こども110番の家」の充実
	⑥防犯対策の推進
	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上
	⑧不審者情報の提供





6 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を実現するため、本市の子ども・子育て支援に係る課題や、社会環境や家庭環境の変化等を踏まえ、本計画期間において、特に力を入れて取り組むべき施策を「重点施策」として設定します。

(1) 保育サービスの充実と質の確保

幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりに対応できるよう、教育・保育施設やこどもルームを拡充するとともに、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、保育サービスの量的拡充が質の低下につなげることがないように、質の確保に取り組めます。

<具体的施策名>

○教育・保育の提供

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 10, 11 ページ)

○幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備

新たに幼児教育に関する専門職員を配置します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究・検討	実施準備	実施	継続実施	継続実施

○子育て短期支援事業

令和3年度より新たに実施をめざします。(量の見込み 12 ページ)

○こどもルームの充実

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 12 ページ)

(2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援強化

児童虐待防止に向けた体制強化を図るほか、経済的に困窮している家庭の子どもの実態把握に努め、関係部署が連携して子どもの貧困対策に取り組めます。

<具体的施策名>

○利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）

保健センターに専門職を配置し支援を行います。(量の見込み 11 ページ)

○子ども家庭総合支援拠点の整備

新たに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討・準備	整備・実施	継続実施	継続実施	継続実施

○子どもの貧困対策の推進

庁内横断的な体制を整備し、子どもの貧困対策を検討・実施します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体制整備・検討	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

(3) みんなで子どもの成長を支える地域づくり

地域コミュニティにおける関係の希薄化等から地域の子育て力の低下が指摘される中、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対応するため、みんなで子どもの成長を支える機運の醸成を図るとともに、地域で活動する様々な団体同士や行政が連携できる体制づくりに取り組みます。

<具体的施策名>

○地域と連携した子どもの居場所づくりの推進

地域と連携して子どもの居場所づくりを推進します。(数値目標 15 ページ)

○子どもの権利の周知啓発

子どもを含む市民に対して子どもの権利の周知啓発に取り組みます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

○外出しやすい環境の整備

新たに「赤ちゃんの駅」を登録・周知します。(数値目標 15 ページ)

7 計画期間における児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数は、平成27年度から平成31年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下の通りです。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳	698人	702人	705人	708人	709人	714人
1歳	781人	757人	761人	764人	767人	768人
2歳	807人	823人	798人	802人	805人	808人
3歳	806人	841人	858人	832人	836人	839人
4歳	902人	827人	863人	881人	854人	858人
5歳	889人	924人	847人	883人	901人	874人
6歳	889人	919人	955人	876人	913人	932人
7歳	866人	897人	927人	964人	884人	921人
8歳	899人	878人	909人	939人	976人	895人
9歳	882人	912人	891人	922人	952人	989人
10歳	876人	887人	917人	896人	927人	957人
11歳	896人	889人	900人	930人	909人	940人
合計	10,191人	10,256人	10,331人	10,397人	10,433人	10,495人

8 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
量の見込み (a)	1,788 人	1,768 人	1,734 人	1,737 人	1,716 人	1,685 人
1号認定 (a ₁)	1,403 人	1,375 人	1,333 人	1,327 人	1,298 人	1,260 人
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）(a ₂)	385 人	393 人	401 人	410 人	418 人	425 人
確保の内容 (b)	2,196 人	2,146 人	2,096 人	2,046 人	1,996 人	1,996 人
1号認定 (b ₁)	1,811 人	1,753 人	1,695 人	1,636 人	1,578 人	1,571 人
特定教育・保育施設	176 人	376 人	576 人	776 人	976 人	976 人
上記以外の幼稚園	1,635 人	1,377 人	1,119 人	860 人	602 人	595 人
2号認定 (b ₂) 幼稚園及び預かり保育	385 人	393 人	401 人	410 人	418 人	425 人
過不足 (b-a)	408 人	378 人	362 人	309 人	280 人	311 人
過不足 (b ₂ -a ₂)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
量の見込み (a)	809 人	824 人	834 人	859 人	875 人	886 人
確保の内容 (b)	803 人	864 人	889 人	914 人	939 人	975 人
特定教育・保育施設	794 人	855 人	880 人	905 人	930 人	966 人
企業主導型保育(地域分)	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
過不足 (b-a)	△6 人	40 人	55 人	55 人	64 人	89 人

(3) 保育（認定こども園・保育所）【0歳】

既存の保育所等の支援を行い、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
量の見込み (a)	98 人	99 人	99 人	100 人	100 人	101 人
確保の内容 (b)	126 人					
特定教育・保育施設	100 人					
特定地域型保育事業	21 人					
企業主導型保育(地域分)	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
過不足 (b-a)	28 人	27 人	27 人	26 人	26 人	25 人

(4) 保育（認定こども園・保育所）【1・2歳】

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・新たな認可保育所の整備
- ・既存の保育所の認可定員又は年齢別定員を見直し、利用定員の拡大を働きかける
- ・小規模保育事業等の推進
- ・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み (a)	560人	585人	604人	634人	664人	694人
確保の内容 (b)	470人	595人	620人	645人	670人	694人
特定教育・保育施設	404人	453人	478人	503人	528人	552人
特定地域型保育事業	54人	130人	130人	130人	130人	130人
企業主導型保育（地域分）	12人	12人	12人	12人	12人	12人
過不足 (b-a)	△90人	10人	16人	11人	6人	0人

9 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 特定型（子育てコンシェルジュ）

子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。

また、様々なニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容 (b)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 母子保健型（妊娠期からの相談支援の充実）

母子健康手帳の交付時に専門職による全数面接を実施し、妊娠期から子育て家族が抱える課題を把握するとともに、妊娠・出産から産後までの切れ目のない子育て支援の始点とします。

家庭環境や出産、子育てへの不安など、個々の状況に応じた支援計画の作成等を行い、各種母子保健事業、子育て支援事業との連携を含めた支援を包括的に進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容 (b)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

市内公立・私立のすべての保育所等で19時までの延長保育を実施しています。（私立の1園では20時まで実施。）

新たに整備予定の認可保育所等でも実施し、量の見込みに対して十分な提供量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	562人	563人	581人	585人	581人
確保の内容(b)	562人	563人	581人	585人	581人

(3) 放課後児童健全育成事業（こどもルーム事業）

供給量の不足が見込まれる各小学校の校舎内にこどもルームを設置するほか、一時的な供給量の不足に対しては登所率を勘案した定員の弾力的運用及び学校施設の活用により、専用施設の新設によらない方法により整備を進めます。また、市内全域においてこどもルームの稼働状況にばらつきがあるため、在籍小学校以外のこどもルームへの入所による弾力的な運用を行うことにより、利用を希望する児童に対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み(a)	779人	819人	871人	893人	925人	960人
確保の内容(b)	730人	770人	850人	890人	930人	970人
過不足(b-a)	△49人	△49人	△21人	△3人	5人	10人

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事の都合などにより児童の養護が一時的に必要となった場合などに、児童を児童養護施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業を実施します。

令和2年度は、事業実施設計を行い、令和3年度より実施をめざします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
確保の内容(b)	-	30人日	30人日	30人日	30人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、よりよい子育てのスタートができるよう支援します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	698人	702人	705人	708人	709人
確保の内容(b)	698人	702人	705人	708人	709人

※人：訪問実人数

(6) 養育支援訪問事業

養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	77 人	78 人	79 人	80 人	81 人
確保の内容 (b)	77 人	78 人	79 人	80 人	81 人

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

市内保育所等で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営・運営支援するとともに、未実施園、新設保育園に対し、同施設の併設を働きかけ、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (全体)	20,000 人				
確保の内容 (人)	21,000 人				
確保の内容 (施設)	11 か所				

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園等における在園時の預かり保育・幼稚園型）

私立幼稚園等が行う教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	46,942 人日	49,419 人日	52,027 人日	54,772 人日	57,662 人日
確保の内容 (b)	46,942 人日	49,419 人日	52,027 人日	54,772 人日	57,662 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

②一時預かり事業（保育所等の一時保育等・幼稚園型以外）

公立保育所2園において一時保育を実施するとともに、私立保育園が行う一時保育事業を支援します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	11,249 人日				
確保の内容 (b)	15,000 人日				
過不足 (b-a)	3,751 人日				

※人日：年間の利用人数×利用日数

(9) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の乳児～児童を対象とした病児・病後児保育について、運営事業者と連携し、体制の充実に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	278 人日	275 人日	274 人日	276 人日	276 人日
病後児保育	118 人日	117 人日	116 人日	117 人日	117 人日
病児保育	160 人日	158 人日	158 人日	158 人日	159 人日
確保の内容 (b)	1,440 人日				
過不足 (b-a)	1,162 人日	1,165 人日	1,166 人日	1,164 人日	1,164 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、様々な機会をとらえた周知を図り、提供会員数の増加に努めることで、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	1,894 人日	1,914 人日	1,929 人日	1,937 人日	1,940 人日
未就学児	929 人日	932 人日	924 人日	928 人日	929 人日
就学児	965 人日	982 人日	1,005 人日	1,009 人日	1,011 人日
確保の内容 (b)	1,894 人日	1,914 人日	1,929 人日	1,937 人日	1,940 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）

公費負担で14回までの妊婦一般健康診査を実施します。

千葉県内外医療機関及び助産所へ委託し、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	9,772 件	9,828 件	9,870 件	9,912 件	9,926 件
確保の内容 (b)	9,772 件	9,828 件	9,870 件	9,912 件	9,926 件

※件：延べ受診件数

10 数値目標一覧

区分	単位	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	施策の展開
パパ・ママルームの土・日開催	実施回数 (回)	8 回	9 回	2-1-(1)-②
妊婦・乳児の全数把握				
妊娠届出に伴う妊婦面接	実施率 (%)	99.9%	100%	2-1-(1)-①
3～4 か月児相談 (未利用者の把握含む)	実施率 (%)	96.2%	100%	2-1-(1)-⑤
事故防止方法についての知識の普及	実施回数 (回)	30 回	30 回	2-1-(2)-⑤
	実施人数 (人)	1,396 人	1,400 人	
乳幼児健康診査				
1 歳 6 か月児健康診査	受診率 (%)	97.9%	98%	2-1-(2)-⑥
3 歳 6 か月児健康診査	受診率 (%)	94.7%	95%	
幼児歯科健康診査				
2 歳 6 か月児歯科健康診査	受診率 (%)	84.3%	85%	2-1-(2)-⑦
虫歯のない幼児の割合 (3 歳 6 か月児)	割合 (%)	84.7%	85%	
地域と連携した子どもの居場所	取組数 (か所)	-	10 か所	3-1-(2)-④
街頭補導活動	実施回数 (回)	257 回	270 回	3-1-(4)-①
男女共同参画フォーラム	開催回数 (回)	3 回	3 回	4-1-(2)-②
児童発達支援事業	利用人数 (人)	102 人	109 人	4-2-(2)-②
放課後等デイサービス	利用人数 (人)	161 人	244 人	4-2-(2)-⑦
赤ちゃんの駅	登録数 (か所)	-	20 か所	5-1-(1)-④
幼稚園、保育園、小中学校を対象 とした交通安全教室	実施回数 (回)	35 回	47 回	5-1-(2)-①
	対象人数 (人)	4,971 人	5,500 人	
「こども 110 番の家」登録件数	登録件数 (件)	2,946 件	3,000 件	5-1-(2)-⑤
市民安全パトロール隊等による防犯パトロール	実施回数 (回)	837 回	840 回	5-1-(2)-⑥

四街道市こどもプラン～第 2 期子ども・子育て支援事業計画～【概要版】

発行日：令和 2 年 3 月

発行：四街道市 編集：四街道市健康こども部 子育て支援課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 TEL 043-421-6124 FAX 043-424-2011